

理事執務報酬規程

第1条 この規程は、公益社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という）理事報酬に関する規則第3条第2項に規定する執務報酬について定める。

第2条 執務報酬とは本協会の運営にかかる報酬とし、次の通り支給する。ただし、総会は執務報酬の対象外とし、理事会、業務執行理事会、監査会は執務報酬日額の対象外とする。

執務報酬日額	地区外執務報酬	宿泊を伴う執務報酬 (一泊につき)
12,000 円以内	別表の額以内	12,000 円以内

2 執務等が半日の場合は日当の半額を適用する。

3 地区外執務報酬とは地区内においても別表の距離の移動を伴う会議等へ出席した場合には支給する。ただし、200 km以上の移動を伴う場合は別途支給することができる。

第3条 事情やむを得ない場合は理事会の決議により第2条によらないで支給することができる。

第4条 この規程は理事以外の各種委員、各部部員及び社員が本協会の命により執務した場合にも適用する。職員については宿泊を伴う執務報酬（一泊につき）及び地区外執務報酬（100 km以上）の半額を適用することができる。

第5条 この規程の改廃は理事会の決議によるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、令和元年6月19日から施行する。

この規則は 令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

別表

地区外執務報酬を支給する場合、次の基準で支給するものとする。

距離（片道）	地区外執務報酬
50 km以上 60 km未満	2,500 円
60 km以上 70 km未満	3,000 円
70 km以上 80 km未満	3,500 円
80 km以上 90 km未満	4,000 円
90 km以上 100 km未満	4,500 円
100 km以上	5,000 円